

ウイグル人亡命者の強制送還をやめるよう、アジア各国へ日本国政府からの働きかけを求める請願

【 請願の目的 】

中国共産党による弾圧を逃れ国外へ亡命したウイグル人が、その亡命先の政府によって中国に強制送還されています。国際法では、ノン・ルフルマンの原則：生命や自由が脅かされかねない人々を追放したり送還されることを禁止する原則、があります。この国際社会の原則に反する強制送還を行わないよう、アジア各国との関係が深く、影響力を持つ日本国から求めるよう請願いたします。

国外に亡命するウイグル人

2009年7月5日に「新疆ウイグル自治区」の首府ウルムチで起きた騒乱以降、中国政府によるウイグル人に対する弾圧が一層強まりました。その為大勢のウイグル人が国外に亡命しています。亡命先は陸続きの中央アジアや東南アジアが多く、その後政治難民として受け入れてくれる欧米諸国に移るケースが多いようです。

しかし中国政府は、この亡命者らは犯罪者であると偽り、亡命先の国から中国へと亡命者を引き渡すよう圧力をかけています。近年活発になっている中国とそれらアジア諸国との経済的結びつきによって、亡命ウイグル人が強制送還されています

- 2009年12月 カンボジアが、子ども2人を含む20人を強制送還。彼らの今後の受け入れ先はUNHCR（国連難民弁務官事務所）が交渉しているところであった。
- 2011年5月 UNHCRが難民として認めたエルシディン・イスライル氏をカザフスタンが強制送還。
- 2011年7月 パキスタンが、子ども2人を含む5人を、タイが1人を、それぞれ強制送還。
- 2011年8月 マレーシアが11人のウイグル人を強制送還。

近年では上記以外にも、ウズベキスタン、キルギス、ベトナム、ラオスなどからウイグル人が強制送還されています。過去のケースで見られるように、強制送還されたウイグル人は、死刑か長期の懲役刑が課されるおそれがあります。

国際的ルールを守ること

中国政府は、政府に批判的な中国国民に対し、厳しい言論・人権弾圧を繰り返しており、人権無視の国家運営を行っています。これは中国が常任理事国を務める国連憲章や、自国の憲法や法律に対しての、重大な違反であります。

そのような中国に政治亡命者を強制送還することは、国連拷問等禁止条約や、慣習国際法であるノン・ルフルマンの原則：生命や自由が脅かされかねない人々を追放したり送還されることを禁止する原則、などの国際法に違反しています。

ウイグル人亡命者を強制送還したアジア諸国は国際的なルールを無視し、亡命したウイグル人の命を取引の材料として、中国からの経済的見返りを求めた、と非難されて然るべきでしょう。

私たちは、平和と人権を尊ぶ国際社会の一員として、アジア諸国に対し関係が深く影響力のある日本国政府が、人権を尊重し、国際的なルールを順守するよう、効果的に外交政策を講じて頂けるよう求めます。

紹介議員

【 請願事項 】

以下の各号を日本国政府がアジア諸国（カンボジア王国、カザフスタン共和国、パキスタン共和国、タイ王国、マレーシア共和国、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国など）に対して要請できるよう、外務委員会等の適切な委員会において協議し、具体的な外交政策を講じること。

1. 重大な国際法違反である、政治亡命者の中への強制送還を直ちにやめること。
2. 中国政府の弾圧を恐れ、自國に避難してきた亡命者らを政治難民として受け入れること。自國で政治亡命者を受け入れられないならば、その身柄は国連難民高等弁務官事務所などに任せること。
3. 中国からの経済的な利益を享受するに留まることなく、中国政府がウイグル人をはじめとした自國の国民に対し、基本的人権と自由を尊重するよう働きかけること。

衆議院議長殿・参議院議長殿

氏名	住所

署名は国籍は問いません。自筆・ボールペンで記入ください。

また、衆議院と参議院と別々に提出しますので、可能であれば2枚署名頂けると幸いです。

*署名簿として集めた本請願書は、個人情報保護法に基づき、直接提出にのみ使用致します。

平成25年1月31日で一旦締切り、日本ウイグル協会で取りまとめた上で日本国国会に提出致します。

請願書送付先：〒162-0067 東京都新宿区富久町16-11 武蔵屋スカイビル405
日本ウイグル協会（請願書在中）

日本ウイグル協会メールアドレス : info@uyghur-j.org
ウェブサイト : http://uyghur-j.org